

2 正社員以外の労働者に関する状況【本部組合及び単位労働組合】

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」38.2%（平成30年調査35.6%）、「有期契約労働者」41.4%（同39.9%）、「嘱託労働者」37.4%（同35.6%）、「派遣労働者」6.1%（同5.2%）となっている。

また、労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」29.5%（同28.6%）、「有期契約労働者」31.5%（同31.1%）、「嘱託労働者」30.4%（同29.2%）、「派遣労働者」1.2%（同1.3%）となっている。（第2表）

第2表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（本部組合及び単位労働組合）

区 分	事業所に当該労働者がいる計 1)	組 合 加 入 資 格 の 有 無			
		組合加入資格がある 2)	組 合 員 の 有 無		組合加入資格がない
			組合員がいる	組合員はいない	
令和2年調査					
パートタイム労働者	100.0	38.2	29.5	8.5	61.8
有期契約労働者	100.0	41.4	31.5	9.3	58.1
嘱託労働者	100.0	37.4	30.4	6.4	62.6
派遣労働者	100.0	6.1	1.2	4.9	93.6
平成30年調査					
パートタイム労働者	100.0	35.6	28.6	6.8	64.2
有期契約労働者	100.0	39.9	31.1	8.2	59.7
嘱託労働者	100.0	35.6	29.2	5.9	63.9
派遣労働者	100.0	5.2	1.3	3.8	94.6

注：1)組合加入資格の有無「不明」を含む。

2)組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間（令和元年7月1日から令和2年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「同一労働同一賃金に関する事項」40.5%（平成30年調査15.4%注7）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」38.3%（同38.9%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」23.8%（同24.4%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」31.7%（同30.2%）が最も高くなっている。（第3表）

第3表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合（本部組合及び単位労働組合）

区 分	計	複数回答（単位：％） 令和2年											
		過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 1)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 1)	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度 2)	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の通知 2)	正社員募集の際の正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の労働条件 2)	賃金に関する事項 3)	教育訓練に関する事項 3)	福利厚生に関する事項 3)	雇止めに関する事項 4)	契約の締結・更新・更新に関する事項 4)	派遣労働者に関する事項 5)
本部組合及び単位労働組合計	100.0	56.5	19.9	17.4	23.8	12.9	38.3	31.7	17.9	26.6	19.5	13.5	40.5
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000 人以上	100.0	60.8	24.7	23.8	23.0	12.5	43.8	36.7	22.1	32.8	25.3	13.2	42.7
1,000 ～ 4,999 人	100.0	64.3	23.4	19.0	26.7	13.6	44.8	37.5	21.9	35.4	22.2	18.6	52.8
500 ～ 999 人	100.0	58.8	16.3	15.5	19.2	14.4	39.1	33.8	15.3	24.2	14.3	12.7	46.8
300 ～ 499 人	100.0	51.0	17.2	16.5	20.6	11.1	36.3	30.3	15.3	21.0	18.1	8.5	35.7
100 ～ 299 人	100.0	48.3	16.2	11.4	22.5	12.6	30.5	25.0	15.6	21.1	15.0	10.7	31.9
30 ～ 99 人	100.0	53.4	17.9	17.7	29.3	13.7	33.1	24.5	12.1	17.2	18.7	14.7	29.4
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞													
単 位 組 合	100.0	56.0	19.8	17.1	23.4	13.0	37.8	31.2	17.6	26.2	19.2	13.2	39.6
単 位 組 織 組 合	100.0	56.8	19.4	16.2	22.6	12.7	36.9	30.1	15.4	24.4	17.5	14.1	38.1
支 部 等 の 単 位 組 合	100.0	55.3	20.2	17.8	24.0	13.2	38.5	32.1	19.5	27.7	20.5	12.4	40.9
本 部 組 合	100.0	65.5	21.5	23.8	31.2	12.3	48.6	41.3	22.3	33.6	25.1	18.4	56.8
平 成 30 年 調 査 計	100.0	51.3	18.7	21.0	24.4	13.0	38.9	30.2	14.3	19.6	17.9	14.3	15.4

注：過去1年間とは、令和元年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

2) 正社員との均衡を考慮した待遇に関することなどをいう。

3) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。

4) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項をいい、雇用期間の定めのある者に限る。

5) 受け入れ時における事前協議を含む。

6) 教育訓練、福利厚生等を含む。

7) 平成30年調査は、正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件の賃金に関する事項のうち「正社員との同一労働同一賃金に関する事項」の数値である。